

平成 24 年 1 月 20 日

公益財団法人和歌山県文化財センター理事長

## 簡易公開調達公告

別掲のとおり簡易公開調達を行うので公告する。

### 1 簡易公開調達に付する事項

別掲のとおり

### 2 簡易公開調達の参加者の資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 8 年和歌山県告示第 266 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 競争入札参加資格者名簿の営業種目が「事務用機器、写真機、家庭用電気機器」のいずれかであること。
- (4) 原則として、和歌山県内に本店を有する者であること。ただし、詳細は個々の案件ごとに定める。
- (5) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 業務に必要な資格その他の要件については、個々の案件ごとに定める。

### 4 仕様書を交付する場所及び期間等

別掲のとおり

### 5 簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間等

別掲のとおり

### 6 簡易公開調達の見積書等の提出場所及び提出日時等

別掲のとおり

### 7 簡易公開調達の見積方法

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「見積金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

#### 8 簡易公開調達の見積書の無効

本広告に示した簡易公開調達に参加資格のない者が提出した見積書および簡易公開調達説明書に記載する無効な見積りに該当する見積書は、無効とする。

#### 9 簡易公開調達の執行方法の細目

- (1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。
- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ、上記2の簡易公開調達の参加者の資格を全て満たすものを原則として落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該見積書者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該簡易公開調達事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

#### 10 契約書の要否

否

#### 11 その他

この簡易公開調達に関する事務を担当する部局の名称は、別掲のとおりとする。